

国 都 計 第 92 号  
令和元年 12 月 23 日

各都道府県及び政令指定都市  
都市計画担当部局長 殿

国土交通省 都市局 都市計画課長

建築基準法第 51 条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について

この度、廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 51 条ただし書許可に関する運用について、市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あてに、許可手続の円滑化を図る観点から、別添のとおり通知されたところである。

建築基準法第 51 条の許可手続の円滑化を図るにあたっては、都市計画審議会の事務局である各地方公共団体の都市計画部局と特定行政庁及び関係部局との連携が不可欠であることから、都市計画部局におかれては、引き続き、特定行政庁及び関係部局あてに都市計画審議会の開催予定等を情報提供するとともに、都市計画審議会へ付議する予定の建築基準法第 51 条規制対象施設に係る案件の概要や時期等について特定行政庁及び関係部局から情報提供を受けるなど、特定行政庁及び関係部局との連絡調整をより一層図っていただくようお願いする。

また、貴職におかれては、管内の地方公共団体（政令指定都市を除く。）に対してもこの旨周知いただくようお願いする。